

# 10 16 国際刑事裁判所規程草案

採

択

一九九四年七月二一日

国際連合国際法委員会第四六回国会期

この規程の締約国は、

国際的な関心事である犯罪の実効的な訴追及び防止を向上させるための国際協力を促進すること、並びにこの目的のために国際刑事裁判所を設立することを希望し、

このような裁判所は、国際社会全体の関心事である

最も重大な犯罪に対してものみ管轄権を行使することを意図したのであることを強調し、このよき裁判所は、国の刑事司法制度が利用できないか又は実効的でない場合に、これを補足することを意図されたものであることを強調して、次のとおり協定した。

第一部 裁判所の設立

**第一条** (裁判所) ここに国際刑事裁判所(以下「裁判所」という。)を設立する。裁判所の管轄権及び機能は、この規程の諸条項によって規定する。

裁判所と国際連合の間の適切な関係を樹立する協定を締結することができる。

3 2  
裁判所長は、締約国の承認を得て、受入国との間にその国と裁判所の関係を樹立する協定を締結することができる。

国<sup>の</sup>領域<sup>において</sup>、また、特別協定によりその他のいすれかの国の領域<sup>において</sup>行使<sup>する</sup>ことができる。

**第四条（地位と法的能力）** 1 裁判所は、この規程に従つて締約国に開放される常設の機関である。裁判

2 所は、提起された事件を審理するために必要とされる場合に行動する。

## 第二部 裁判所の構成及び運営

(a) 構成する。  
第八条が規定する統括部

ら選挙された裁判官でなければならない。裁判所長が、上訴裁判部を主宰する。

3 2 上訴裁判部の任期は、三年とする。ただし、上訴裁判部の構成員は、審理が開始されたいずれかの事件が完結するまで、引き続き同裁判部に勤務する。

裁判官は、第二の又はそれ以上の任期のために、

上訴裁判部に再任されることができる。  
4 上訴裁判部を構成しない裁判官は、第一審裁判部及びこの規程が必要とするその他の裁判部に勤務し並びに上訴裁判部の裁判官が不在であるか又は余不

された場合にはその者の代理として勤務する。  
5 統括部は、規則に従つて、特定の事件について第一審裁判部に勤務する五名の裁判官を指名する。第一審裁判部は、第六条1(a)に規定する資格を有する

6 ものとして指名された者の中から選舉された裁判官を、少なくとも三名含まなければならぬ。規則は、裁判の過程で裁判官が死にし又は不在となつて場合に第一審裁判部の裁判に出席しなかつて

7 原告国又は被告人がその國民である國籍を有する裁判官は、当該事件と及ぶ裁判部の構成員とを構成するものとして行動する、代理裁判官の指名について規定することができる。

第一〇条（裁判官の独立）1 裁判官は、その職務を遂行するに当たつて独立でなければならない。  
2 裁判官は、その司法上の義務二つ以上はその虫

妻官が「その『政治』の職務は分不清でないの独立への信頼に影響を与えることとなる、いかなる活動には従事してはならない。特に、裁判官は、その職務にある期間中において、國の政府の立法部若しくは文部省より自己の更生をうながすに資すると言ふ

3 は行政官又は獣の検査若しくは調査に責任を有する機関の構成員であつてはならない。

4  
総統国は統括部の報告に基づき三分の一の多數によつて、裁判所の業務量は裁判官が常勤で勤務す

0  
6  
國立刑事裁判所規程草案

(a) 場合においては、  
常勤で勤務するために選挙された現任の裁判官  
は、その後のいかなる職務にもついてはならない。  
(b) それ以後に選挙される裁判官は、その他のいか  
なる職務にもついてはならない。

第一条(裁判官の回避及び免除) 1 統括部は、裁  
判官の要請に応じて、その者がこの規程に従つた職  
務の遂行を回避する権利を許可することができる。  
2 裁判官は、いずれかの資格において以前に関与し  
たことがある事件、又はいずれかの理由(現実の  
外見上の又は可能な利害の衝突を含む)によってそ  
の公正性に合理的な疑問が提起されるかもしれない  
検察官には、参加してはならない。

3 検察官又は被告人は、2に規定する裁判官の忌避  
を請求することができる。

4 裁判官の除斥に関するすべての問題は、当該の裁  
判部の構成員の絶対多数によつて決定する。対象と  
なる裁判官は、この決定に参加してはならない。

第一二条(検察官) 1 検察局は、この規程に従つて  
提起された告訴について検査を行ひ及び訴訟を行つ  
責任を有する、裁判所の独立した機関である。檢  
察局の構成員は、外部からの指示を求め、又はこれに  
従つて行動してはならない。

2 検察局は、検察官が一又はそれ以上の副検察官の  
援助を得て、これを主宰する副検察官は、検察官  
の権限の場合は、代わつて執行することができ  
る。検察官及び副検察官は、異なつた国籍の者で  
なければならない。検察官は、必要に応じて、資格  
を有するその他の職員を指名することができます。

3 検察官及び副検察官は、徳望が高く、かつ刑事事  
件の訴えがない。検察官及び副検察官は、締約國の  
指名する候補者の中から秘密投票により締約國の  
對多數によつて選舉する。選挙の時点においてより

(b) 第九条が規定する上訴裁判部 第一审裁判部及びその他の裁判部  
第一二条が規定する検察局 及び、  
(d) 第二三条が規定する検察院局  
第六条 裁判官の資格及び選挙 1 裁判所の裁判官は、徳望が高く、公正かつ誠実であり、各自の国で最高の司法官に任命されるのに必要な資格を有し、更に次の資格を有するものとする。  
(a) 国際法における有能さ  
各締約国は、1.(a)又は1.(b)が規定する資格を有し、かつ必要に応じて裁判所に勤務する意思を有する、異なる国籍を有する二人を越えない者を、選挙のために指名することができる。  
2. 八名の裁判官を、締約国の秘密投票による絶対多数の票によって選ぶ。最初に、1.(a)が規定する資格を有するものとして指名された者の中から一〇名の裁判官を選ぶ。次いで、1.(b)が規定する資格を有するものとして指名された者の中から、八名の裁判官を選ぶ。  
3. 二人の裁判官が、同一の国の国民であつてはならない。  
4. 締約国は、裁判官の選舉に当たつて、世界の主要法系が代表されるべきものであることに留意しなければならない。裁判官の任期は九年とし、7及び第七条2に従うことを条件として、再選されない。ただし、裁判官は、既に審理を開始した事件を完結するため任務を継続する。  
5. 第一回の選舉においては、くじで選ばれた六名の裁判官の任期は三年とし、再選されることができる。くじで選ばれた六名の裁判官の任期は六年とし、残りの裁判官の任期は九年とする。  
6. 1.(a)又は1.(b)に規定する資格を有するものとして指名された裁判官は、事情に応じて同じ資格を有す

るものとして指名された者を後任者とする。

第七条（裁判官の空席） 1 空席が生じた場合には、  
　　（a）後任の裁判官は、第六条に従つて選舉する。  
　　（b）空席を充てるために選舉される者は、前五年未満の場合は一任期について再選することができる。

第八条（統括部） 1 裁判所長、第一及び第二裁判所次長、並びに二人の裁判所次長代理を、裁判官の絶対多数によつて選舉する。これらの者の任期は、三年間か又はこれらの者の裁判官としての任期の終わりまでの、いずれかの早く到来する日までとする。

2 第一又は第二裁判所次長は、事情に応じて、裁判所長が不在であるか又は除斥された場合に、裁判所長代りに代わつて行動することができる。裁判所次長代理は、必要に応じて、いずれかの裁判所次長に代わつて行動することができる。

3 裁判所長及び裁判所次長は、統括部を構成する。

4 統括部は、次のこととに責任を有する。

（a）裁判所の正常な運営、及び  
　　この規程が付与する他の職務  
　　（b）別段の定めがある場合を除くほか、この規程が裁判所に付与する予審その他の手続的職務は、裁判所の裁判部に事件が係属していない場合においては、

統括部がこれを行うことができる。

（c）統括部は、規則に従つて、事件のために第一審裁判部が設立される以前の期間において、第二六条第三項第二七条第五、第二八条、第二九条又は第三〇条第三項に従つて与えられる権限の行使を一又はそれ以上の裁判官に委任することができる。

第九条（裁判官の選舉） 1 裁判所の各選舉の後で、かかる速やかに、統括部は、規則に従つて上訴裁判部を構成する。上訴裁判部は、裁判所長及びその他の六名の裁判官で構成する。上訴裁判部を構成する裁判官のうち、少なくとも三名は第六条（b）に規定する資格を有するものとして指名された者のなか

短い任期が決定されない限り、検察官及び副検察官の任期は五年とし、再選することができる。  
4 締約国会は、それらの者が必要に応じて勤務する意思を有することを条件として、検察官及び副検察官の選挙を行うことができる。  
5 検察官及び副検察官は、自國の国籍を有する者に係る告訴については、行動してはならない。  
6 統括部は、検察官又は副検察官の要請に応じて、これらの者が特定の事件を回避することを許可することができる。統括部は、特定の事件において提起されたる検察官又は副検察官の除斥に関するすべての問題について、決定を行う。  
7 檢察局の職員は、検察官が制定する職員規則に従う。  
**第一三条（書記局）** 1 裁判官は、統括部の提案に基づいて、秘密投票により絶対多数によつて書記を選舉する。書記は、裁判所の行政職員の長である。裁判官は、同じ方法によつて、副書記を選舉することができる。  
2 書記の任期は、五年間とし、再選することができるのである。書記は、常勤で勤務する。副書記の任期は、五年間又は決定されることのあるそれより短い期間とし、期間に応じて勤務する意思を有することを条件として選舉することができる。  
3 統括部は、必要に応じて書記局のその他の職員を指名し、又は指名するよう書記に授權することができる。  
**第一四条（書記局の職員）** 1 裁判官、検察官又はその他の裁判所の役職者は、職権濫用若しくはこの規程の重大な違反を行つたと認められる場合、又は長期の病気等のため職務を行つたと認められる場合、は、この規程に基づく職務を最初に行う前に、公平かつ誠実に職務を行うことを公にかつ厳粛に宣言する。

